

## 令和7年度指名停止一覧表

【令和7年4月11日現在】

業者名称	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
鹿島道路株式会社	1010001001805	東京都文京区後楽1-7-27	R7.4.11 ~ R7.7.10 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、受注した工事について、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者によるアスファルト合材の納入について、社内契約図書等や受注者の指定と異なる合材の納入及び事実と異なる出荷伝票が容認され、不適切な体制となっていた。 以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成9年5月30日付官会第1242号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。
株式会社NIPPO	9010001034987	東京都中央区京橋1-19-11	R7.4.11 ~ R7.7.18 (10W+1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第15号 (不正又は不誠実な行為)	当該業者は、受注した工事について、適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行った。また、当該業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、同社と密接な資本・人的関係にある中で、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。 以上から、当該業者は、業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不適当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の制定について（平成9年5月30日付官会第1242号）別表第2第15号（不正又は不誠実な行為）に該当する。